

告 示

埼玉県告示第七百七十九号

測量計画機関である株式会社サラダボウルから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年六月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

株式会社サラダボウル

二 作業種類

公共測量（基準点測量）

三 作業地域

白岡市篠津北東部二期地区

四 作業期間

令和五年三月一日から令和七年三月三十一日まで